

令和4年度 第1回

使用料等審議会議事録

日 時 令和5年2月15日（水）

場 所 芽室町役場2階 会議室7

政策推進課財政係

○ 会議次第

1 町長あいさつ (代理 佐野副町長)

2 会長あいさつ 丹野会長

3 諮 問

4 説 明 事 項

5 議 案 審 議

(1) インボイス制度導入に伴う関係条例の整理に関する条例制定

(2) 「芽室町手数料徴収条例」

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の改正

(3) 芽室町社会体育施設使用料金の改正

○ 出席委員

荻原 真理子

杉本 みどり

福田 清 貴

丹野 寛

白銀 孝 志

櫻井 香 代

飛田 有 希

○ 欠席委員

松山 陽 一

依田 浩 恵

平岡 早 苗

○ 傍聴人 0人

○ 副町長 佐野 寿 行

○ 事務局

政策推進課長

石田 哲

政策推進課長補佐兼財政係長

中田 雅彦

財政係主査

街道 孝政

財政係主事

永森 健太

○ 説明員

総務課長

佐々木 快治

水道課長

高橋 力

水道庶務係長

大石 真澄

都市経営課長

佐藤 季之

建築住宅係長

杉山 真理子

建築住宅係主任

山田 由記子

生涯学習課長
スポーツ振興係主事

日 下 勝 祐
川 瀬 吉 澄

午後 7 時 0 0 分 開会

1 開 会

街道主査

2 町長あいさつ

佐野副町長

3 会長あいさつ

丹野会長

4 諮 問

副町長から丹野会長へ諮問書手交

5 説明事項

総務課長より芽室町公共施設使用料設定の基本方針を説明。質問はなし

6 議案審議

○インボイス制度導入に伴う関係条例の整理に関する改定について水道庶務係長から説明

【意見・質疑応答】

(委 員) インボイス制度を導入しなければいけない理由は。

(説明員) 軽減税率が開始されたことにより、消費税率が混在していることから、消費税の申告のために消費税額の記入義務を設けたもの。

(委 員) 消費税の軽減税率があるからインボイス制度があるのであって、全部10%になれば不要になるのでは。

(説明員) 国の正式な通知がないので何とも言えないが、現行制度の対応として必要なものなので条例改正し整備するもの。

(委 員) 4月1日の施行はなぜか。10月1日からインボイス制度のスタートなのではないか。

(説明員) 10月1日までに開始の準備を行う上で、早い期間で準備が整ったことから、4月1日に施行するもの。

(委 員) 4月1日から10月1日までにインボイスの通知を発行してくれと頼むと無料でもらえるのか。

(説明員) 今回の提案は、一度発行した証明書を紛失し再発行する際に、手数料がかかる制度であり、申請時期には関係ないもの。

○「芽室町手数料徴収条例」低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の改定について建築住宅係長から説明。

【意見・質疑応答】

(委員) 3・4ページの内容についてわかりやすく教えてほしい

(説明員) 大きく2点改正点があり、1点目が共同住宅等が部屋ごとで認定できていた部分が、建物全体での認定となった。2点目が今までの基準が引き上げられ、より性能が良いものが認定されるようになった。

(委員) 中古住宅も断熱設備を整えれば認定されるのか。

(説明員) 基準を満たせば可能である。ただ、設備機器もエネルギー効率の基準を満たす必要がある。

(委員) 条件を満たすように役場にアドバイスをもらうことが可能なのか。

(説明員) 窓口に来ていただければ大まかなアドバイスは可能である。ただし、細かい設計は設計会社にお問い合わせすることになる。

(委員) 5ページの優遇措置の内容は。

(説明員) 住宅ローン減税や、登記等の手数料の免除、融資の優遇、容積率の緩和等がある。

(委員) 省エネを進めるための制度なのか。

(説明員) その通りである。そのなかで基準を満たした申請があれば認定するもの

(委員) 最近の新築のUA値はどのくらいなのか。

(説明員) 0.5~0.6程度ではないかと思う。役場に対して提出される書類に断熱性能を見るものがなく、データとしてはもっていない。

(委員) 申請者が審査機関に検査を依頼して、その結果を役場にもってくるものと思うが、申請者自身がメリットや基準を把握して建てていないと、頑張っている家を建てても基準を満たしていないこととなり、無駄になってしまう。その情報を役場は発信していかないのか？

(説明員) 工務店などが申請者とやり取りをする中で説明しているものと認識している。芽室町としては制度としてはあるものの、積極的に推し進めていくというスタンスではない。今後のまちの方針が変われば可能性としてはなくはない。

(委員) UA値が0.4以下というのは現実的に可能な数値なのか。

(説明員) 一部基準を満たしている可能性もあるが、トータルでこの基準を満たしている物件が少ないのではいかと考えている。別の基準で次世代省エネ基準が0.87となっている。

- (委員) この制度が工務店や建主に知られていないのではないかと。また、芽室町としても現状どのような状況か知るべきではないかと。
- (説明員) 確認申請上、断熱性能は算出しては無く、町として知れる機会がない。審査機関が断熱性能の計算を実施している。
- (委員) 新築から何年間は遡って認定を受けることができるのか。
- (説明員) 設計時点で申請がないと認められない。
- (委員) 町民としたら知る機会は建てる前の工務店頼りになってしまうのか。
- (説明員) 現状ではその通りである。
- (委員) 業者や町民に制度の周知をするべきではないかと。
- (説明員) 今後検討していく。
- (委員) 審査の手数料は事前審査がありだとなしに比べて半額以下となるが大丈夫なのか。
- (説明員) 国が設定している申請に係る時間数に、人件費単価をかけたものになっているため問題ない。

○芽室町社会体育施設使用料金の改定（案）について生涯学習課長から説明

【意見・質疑応答】

- (委員) 新たに指定管理制度を始めるのか。
- (説明員) 現在までも指定管理制度を実施していたが、今回の変更点は利用料金制度の導入であり、事業所が直接収入を得ることによって、企業努力が反映されやすい仕組みとなり、指定管理料にも料金収入が反映されるものとなっている。
- (委員) 料金設定は指定管理事業者が勝手に設定できるのか。
- (説明員) 芽室町の条例により料金設定金額の上限を設定し、その範囲内で料金設定をすることができる仕組みである。
- (委員) 今までは使用料が町に入っていたものが、事業所に入ることによって不利益はないのか。
- (説明員) 町は今まで、運営に係る経費を全て支出し、使用料を町に収入していたが、今後は運営に係る経費から利用料を差し引いた金額を支出することとなる。
- (委員) 利用料として取れても取れなくても指定管理料金を支払うのであれば、事業所の怠慢等で低くなっても町が支払う必要があるのか。
- (説明員) 現状で町と指定管理事業者と利用料の推計を実施しており、そこを一つの基準として、それ以上収入があれば事業所の企業努力として事業所の収入となり、努力不足等でそれ以下の収入であった場合には、基準以上

の指定管理委託料は支払わない制度になっている。

(委員) トレーニング施設の教育委員会や体育館の方でやっていた体操教室のようなものは継続されるのか。また、団体料金がなくなったのは団体の使用を認めないものなのか。

(説明員) 指定管理者の方でサービス内容を決めているところで、常駐のインストラクターも配置されるので、器具の使用法の伝達や、サービスの向上のための教室設定を行う動きが展開されていくものと考えている。団体料金を設定していないのは、基本的な考え方としてトレーニング室は個人で使用するものであり、そのような料金設定にしている。しかし、個人同士で集まって使用するのを阻害するものではないので何人かで使用することも考えられる。

(委員) 1カ月券は10回しか使用できないのか。

(説明員) 購入した日から1カ月間使い放題となるものである。料金設定として10回相当とした。

(委員) 6カ月券の料金設定について、コロナの影響もあった5年平均を使用して大丈夫なのか。

(説明員) コロナの影響を踏まえて検討した数値であり、次年度以降もすぐにコロナ前のように戻るものではなく、徐々に戻っていくものと考えていることからこの数値を使用した。

(委員) 利用人数等がコロナ前の水準になれば料金設定は見直すものなのか。

(説明員) そのとおり。

(委員) この案は議会提案で変更があればまた委員会を実施するのか。

(説明員) 今後議会への説明を行い、3月の初日での提案を予定している。

(委員) コロナの影響がわかった時点で使用料の審議がまた行われるのか。一定の範囲内だから良しとするのか。

(説明員) 料金収入の見込はある程度コロナ以前人数や、利用増を踏まえた収入を見込んで設定している。この範囲を超えて大きく数値に変更があり、料金体系を変更する際には審議していただくこととなる。毎年料金設定を変えるものではなく、5年くらいは維持したいと考えている。

午後8時50分 閉会